

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条にあるように「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本校では、本校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「日野小学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめを防止するための基本的な方向性

○いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害である。

○いじめの問題を、特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。

○いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚化し、相互協力し、活動する。

○子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

1 「いじめ防止対策委員会」の設置

○メンバー： 校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、教務主任、学年主任、特別支援コーディネーター ※必要に応じてカウンセラーなど専門家、関係機関との連携を図る

2 「いじめ防止対策委員会」の役割・年間計画等の明示

○役割

- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめに対する措置、情報収集・記録、取組の検証
- ・いじめ防止に向けたアンケート作成、教育相談の設置
- ・いじめの防止対策に関する教職員の資質向上
- ・日常的に子どもの様子を情報交換し、様々な課題に対して、一人で抱え込まずに、複数で対応できる教職員同士の関係づくり
- ・行政機関、学校運営協議会、地域との連携の推進
- ・校長は、組織的に対応方針を決定し、記録を作成し、進捗管理する。

○年間計画

- ・いじめ防止対策委員会を、毎月1回以上定期的に開催する
- ・本校独自のいじめアンケートは年4回以上行う
- ・全市一斉アンケートも年2回行う。

前 期	4月	学級づくり・授業づくり
		授業参観・懇談会（学級・学年の経営方針を提示）
		学校教育説明会（学校経営方針を提示）
		地域訪問（家庭・地域での様子など収集・問題等の共有化）
	5月	令和5年度 いじめ早期発見のための記名式アンケート ※全市一斉アンケート実施
		Y-P アセスメントシート 第1回実施・分析 ※学級の傾向を知り、学級経営に生かす
	6月	第1回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施
	7月	個人面談（夏休み前までの学校・家庭の様子を共有化）
	8月	夏休み中の問題行動など、情報収集
		横浜こども会議の取組
9月	授業参観・懇談会（夏休み中までの学校・家庭の様子を共有化）	
	第2回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施	
10月	前期終業式 あゆみ（前期の様子について知らせる）	
後 期	11月	第3回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施
	12月	「いじめ解決一斉キャンペーン」※全市一斉アンケート実施
		人権週間（いじめのない学校をつくることを児童自らが考える）
		懇談会（学校・家庭の様子を共有化）
	1月	Y-P アセスメントシート 第2回実施・分析 ※第1回の結果と比べ、学級や個人の変容をつかむ
		個人面談（冬休み前までの学校・家庭の様子を共有化）
	2月	学校評価
		第4回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施 ※学級編制の資料にする
	3月	懇談会（学校・家庭の様子を共有化）
		学校教育報告会（1年間の取組を報告）
後期終業式 あゆみ（後期の様子について知らせる）		

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめの未然防止

- 学校教育目標『ともに学び合い自分らしく輝く日野の子』の実現
 - ・子どもたち一人ひとりが全教育活動を通して自己肯定感、自己有用感を高める。
 - ・道徳教育の推進、人権教育の推進、たてわり活動の充実
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した個づくり・集団づくり
 - ・Y-P アセスメントによる集団の中における子ども一人ひとりを見取る。
 - ・子ども自身が自分という存在を大切にして、友達を認め友達を大事にできる学級・学年・学校づくりをする。
- 「横浜こども会議」との連携
 - ・中学校ブロック会議、区の会議で話し合われたことから、子どもたち一人ひとりがいじめを自らの課題ととらえ、主体的に取り組めるよう工夫し、継続した活動を行う。

○わかる授業

- ・「学び合い」「認め合う」授業づくりを通して、子どもたちの自己肯定感を具現化していく。
- ・学びの過程で、子どもが学習への見通しをもって、粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげていく。そして、子ども同士の協働、教師や地域の人との対話、先哲の教えを手掛かりに考えることなどを通じ、自らの考えを広げ深めていく。
- ・子どもが課題に意欲的に取り組み、熱中して解決し、満足する授業づくりを行う。

○教職員の資質の向上

- ・良いことといけないこと（善悪の判断）をしっかりと指導できる教職員
- ・共感的な見方、考え方で子どもに接することができる教職員
- ・いじめに対する共通の認識をもっている教職員

○地域との連携

- ・「自分大好き！学校大好き！地域大好き！」と言えるような学校づくりをすすめ、地域との連携を密にして、PTA、おやじの会などの年間を通した活動や地域の行事に積極的に参加し、地域の中で豊かな心を育む。

2 いじめの早期発見

○見逃さない体制づくり

- ・子どもとの共感できる関係づくり
- ・学年内の授業交換、給食や当番活動の言動に目を向ける。
- ・職員による登校の様子の見守り
- ・いつでも学校に訪問できる環境づくりと何でも相談できる保護者との関係づくり。懇談会、個人面談の工夫。
- ・学級、学年だけの問題にとどまらず、全職員で共通理解・連携して対応する。児童理解会議を毎月開催し、情報を共有する。

○保護者との連携

- ・保護者はパートナーという基本認識にたち、学校と保護者との信頼関係の確立を図る。

○教育相談の充実、関係諸機関との連携

- ・年4回「今のあなたのことを教えてください」アンケート
- ・全市一斉アンケート（いじめ解決一斉キャンペーン） 5, 12月
※いずれのアンケートの後、回答を見ながら、一人ひとりの児童と教育相談を行う
- ・月2回以上の学校カウンセラーの相談（保護者、児童本人、教職員）
- ・港南区子ども家庭支援課、南部児童相談所、港南警察署生活安全課、神奈川県警少年相談・保護センターなどとの連携

3 いじめに対する措置

- 教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定する。

○組織的な対応

- ・いじめ防止対策委員会の設置
- ・被害児童・保護者からの相談、アンケートからの発覚
- ・事実確認（複数の教職員で）
- ・被害児童・保護者への支援

- ・加害児童・保護者への指導・支援
- ・学級、学年への指導（長期的な支援）
- ・警察署等関係機関・専門機関との連携
- ・継続的な見守り

○いじめの解消

- ・「いじめの行為が少なくとも3か月間はないこと」、「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

○関係機関との連携強化

- ・被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援のためのカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家との連携
- ・港南区子ども家庭支援課、南部児童相談所、港南警察署生活安全課などとの連携
- ・学校運営協議会等の活用により、学校が抱える課題を共有

4 重大事態への対処 ◎「横浜市基本方針」に沿って対処する。

1 重大事態の意味

- 「生命、心身または財産に重大な被害」が相当の期間あったとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

- いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 重大事態の報告

- 直ちに教育委員会に報告

3 重大事態の調査

- 「いじめ防止対策委員会」を中核にして直ちに対処
- いじめられた児童を守ることを最優先とした調査を実施
 - ・再発防止も視点に置き、児童のプライバシー、関係者の個人情報に配慮する。
- 調査結果を教育委員会に報告

4 児童・保護者への報告

- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

- 策定した基本方針や学校の取組は、学校ホームページで周知を図り、入学時、年度のはじめに児童、保護者に説明する。
- 必要に応じて、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。